

# 平成22年度国土交通省関係税制改正要望（主要事項）の結果概要

## I. 豊かな暮らしの実現

平成21年12月22日

### 1. 眠れる金融資産を活用した住宅取得の促進

#### 住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大

○眠れる金融資産を活用し、若年世代等の住宅取得を支援するため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠を平成22年に1,500万円、平成23年に1,000万円に拡大

### 2. 住まいの質の向上

#### 長期優良住宅普及促進税制（登録免許税・固定資産税・不動産取得税）の延長

○質の高い住宅の供給及び住宅の長寿命化を推進するため、認定長期優良住宅に係る特例措置を2年延長

#### 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

○住宅取得者の初期負担軽減を通じた良質な住宅ストックの形成と居住水準向上のため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長

#### 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税・個人住民税）の延長

○多様なライフステージに応じた円滑な住替えを支援し、居住水準の向上、良質な住宅ストックの形成を図るため、特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置について、譲渡資産に係る対価の額が2億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限を2年延長

### 3. バリアフリー化の推進

#### 交通バリアフリー化促進税制の延長

○鉄道駅エレベーター、ノンステップバス、バリアフリー対応型航空機、LRV等の整備の際の負担軽減措置（法人税、固定資産税、不動産取得税等）を1年延長

#### 住宅に係るバリアフリー改修促進税制（固定資産税）の延長

○高齢者等が安心して自立して暮らせるように、バリアフリー化の費用負担を軽減するための特例措置を3年延長

## II. 我が国の活力・成長力の強化

### 1. 成長力・国際競争力の強化

#### スーパー中核港湾の外貿埠頭公社及び指定会社等（公社の民営化会社）に係る特例措置の延長及び創設

○スーパー中核港湾の外貿埠頭公社及び指定会社等の大規模コンテナ埠頭等に係る固定資産税等の特例措置を3年延長するとともに新たに特例措置を創設

#### 関西国際空港・成田国際空港株式会社に係る特例措置の延長

○関西国際空港(株)に係る登記の特例措置を1年延長及び成田国際空港(株)の固定資産に係る特例措置を2年延長

#### 国際船舶の登記に係る特例措置の延長

○国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽減措置を2年延長

### 2. 地域の自立・活性化

#### 地方航空路線維持のための航空機に係る特例措置の延長及び拡充

○地方航空ネットワーク維持を図るため、国内線航空機に係る特例措置（固定資産税）について、主に地方路線に用いられる航空機を対象に優遇措置を中型機まで拡大し、軽減期間・軽減率を拡充のうえ2年延長

#### 住宅以外の家屋に係る特例措置の延長

○都市機能維持・増進を通じた地域活性化のため不動産取得税の特例措置を対象地域と用途を見直しのうえ2年延長

#### 中小企業投資促進税制の延長

○中小企業者のトラック、船舶、機械等の設備投資を促進するための特例措置を2年延長

#### 運輸事業振興助成交付金制度の継続

○軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続

#### Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長

○不動産証券化を推進し、地域経済の活性化、優良な都市ストックの形成・維持及び資産デフレの防止を図るため、Jリート・SPCに係る特例措置について、倉庫を適用除外とし、税率を段階的に引き上げた上で、3年延長

## III. 低炭素社会の構築

### 省エネ・グリーン化の推進

#### 自動車グリーン税制の延長及び拡充

○プラグインハイブリッド車を新たに対象とするなど所要の見直しのうえ、環境性能に応じた特例措置（自動車税、自動車取得税）を延長するほか、小型トラック等についてエコカー減税の対象とするなど、グリーン化を推進

#### 住宅に係る省エネ改修促進税制（固定資産税）の延長

○窓の二重サッシ化等の省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の特例措置を3年延長

#### 鉄道貨物輸送の効率化のための設備等に係る特例措置の延長

○鉄道貨物輸送の効率化のために取得等する設備等に係る固定資産税の特例措置を2年延長

## IV. 国民の安全・安心の確保

### 1. 地震対策の推進

#### 鉄道駅の耐震補強工事に係る特例措置の延長

○国の補助金を受けて緊急に実施する鉄道駅の耐震補強工事に係る負担軽減措置（固定資産税）を1年延長

### 2. 水害・土砂災害対策の推進

#### 雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長

○浸水被害防止のため設置する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置を2年延長

#### 高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る特例措置の延長

○高規格堤防整備事業の実施により家屋の移転を余儀なくされた者に対する不動産取得税の特例措置を2年延長